

第85号議案

島根県個人情報保護条例の一部を改正する条例

第1条 島根県個人情報保護条例（平成14年島根県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

第6条中「、個人情報を」を「、個人情報（特定個人情報を除く。）を」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（特定個人情報の利用の制限）

第6条の2 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、特定個人情報を当該実施機関内において利用してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、身体又は財産を保護するために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であると認めるときは、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、特定個人情報を当該実施機関内において利用することができる。ただし、特定個人情報を個人情報取扱事務の目的以外の目的のために当該実施機関内において利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

第7条第1項中「、個人情報を」を「、個人情報（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（特定個人情報の提供の制限）

第7条の2 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を当該実施機関以外のものに提供してはならない。

第11条第2項中「という。）」の次に「（特定個人情報にあっては、法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）」）」を加える。

第12条第1項第1号中「法定代理人」を「代理人」に改め、同条第2項中「法定代理人」の次に「（特定個人情報にあっては、代理人）」を加える。

第13条第2号及び第3号中「法定代理人」を「法定代理人（特定個人情報にあっては、代理人）」に改める。

第25条第1項第1号中「法定代理人」を「代理人」に改める。

第29条第1項中「自己の個人情報」の次に「（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）」を加え、同条第2項中「（以下「利用停止」という。）」を削り、同条第3項中「利用停止」を「個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（特定個人情報の利用停止の請求）

第29条の2 何人も、第21条第1項又は第22条第2項の規定により開示を受けた自己の特定個人情報が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。

(1) 第5条各項の規定に違反して収集されたとき、第6条の2の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき。 当該特定個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第7条の2の規定に違反して提供されているとき。 当該特定個人情報の提供の停止

2 第11条第2項の規定は、前項の規定による特定個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止の請求について準用する。

3 第1項の規定による特定個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止の請求は、特定個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

第30条第1項中「前条」を「前2条」に、「基づき利用停止」を「基づき個人情報利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）」に改め、同項第1号中「法定代理人」を「代理人」に改める。

第36条第1項第3号中「第30条の9第1項」を「第30条の40第1項」に改める。

第47条第2項中「個人情報」の次に「（特定個人情報を除く。第4項及び第6項において同じ。）」を加える。

第2条 島根県個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

目次中「第28条の3」を「第28条の4」に改める。

第2条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

第6条の2第1項中「特定個人情報」の次に「（情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）」を加え、同条の次に次の1条を加える。

（情報提供等記録の利用の制限）

第6条の3 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、情報提供等記録を当該実施機関内において利用してはならない。

第19条第1項中「個人情報」の次に「（情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）」を加える。

第28条の2第1項中「個人情報」の次に「（情報提供等記録を除く。）」を加える。

第28条の3中「基づく個人情報」の次に「（情報提供等記録を除く。）」を加え、第3章第2節中同条の次に次の1条を加える。

（情報提供等記録の提供先等への通知）

第28条の4 実施機関は、第27条第1項の決定に基づく情報提供等記録の訂正等の実施をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正等に係る

番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。) に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第29条の2第1項中「自己の特定個人情報」の次に「(情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。)」を加える。

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条の規定(第2条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に1号を加える改正規定、第7条第1項の改正規定、第7条の次に1条を加える改正規定及び第36条第1項第3号の改正規定に限る。) 平成27年10月5日
- (2) 第1条の規定(第2条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に1号を加える改正規定、第7条第1項の改正規定、第7条の次に1条を加える改正規定及び第36条第1項第3号の改正規定を除く。) 平成28年1月1日
- (3) 第2条の規定 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)附則第1条第5号の政令で定める日